

にした場合も少くない。……外国人名のカナ写音は、原綴の発音を重んじつつ日本語として無理のない表現を求めるため、主要な諸国語について、一定の写音方式をたてて、概ねこれに従った、しかしこの問題は、日本語が諸外国語と構造を異にするところから、一般的にもまた多くの個々の場合についても、特殊な困難を含んでいるため、所定の方式によって一応明確な理路を得たものなお精究の余地を剩すかと思うので、今後も大方の協力を得て、我国における外国人名の普遍的な写音法の確定を期したい、なおこの方式は、我国における慣用的な呼び方に従うもの、および原綴が固有名詞として特別の発音を有するものについては適用されない、……』とある。「米欧回覧実記」（久米邦武、明治11年）にも、『各国言語声音ノ異ナル、……夫レ同ク二十六品字ヲ用フル国ニテサヘモ、諺法互ニーナラス、況ヤ我五十音ノ仮字ニテ、西人ノ語ヲ写ス、到底其正ヲ得難ケレトモ、務メテ本語ニ近キヲ拝ム、』とある。

資料 岩波西洋人名辞典

9. 早川智寛の生年はいつか

問 第4代仙台市長早川智寛の誕生年月日を弘化元年7月24日と書いてある本と、弘化2年7月24日としてあるものとがあります。どちらが正しいのですか。

答 早川智寛の実際の誕生日は天保15年〔12月弘化と改元。1844〕7月24日で、文久3年〔1863〕都合により弘化2年〔1845〕7月24日に改めています。明治に入ってから編成された戸籍簿にも後の年月日が登載されています。この事情は、「早川智寛翁略伝」（友部伸吉編）によりますと次の通りです。〔父智治嘉永2年〔1849〕36歳で歿〕君は六歳なるを九歳と称し十二歳にして郡代河野四郎通様の手附〔てつき。書記などをする小吏〕となる、年十五〔実は12歳〕元服を加へて名を智寛と称し、父君の遺跡を襲〔つ〕ぎて日々河野郡代の家に通勤す、〔文久3年〔1863〕上司河野四郎に従って公務出張中、長州軍に檻禁されて行衛を絶ったが、2か月後の9月13日生還〕母君は君が少小より餘りに不幸のみ打続き殊に今回は不測の大難に遭ひ漸く無事に還りしは宛も一度死したる者の生れ更りしに同じく殊に七月の誕生なるに此度の大難も亦七月なれば寧ろ生年月日一ヶ年を減じ其前途を祝せんとて弘化辰年の出生なるを更めて二年巳歳の出生と改めたり、君の戸籍に弘化二年とあるは之れが為なりと云ふ。』同書の「早川智寛翁略年譜」には『弘化元年甲辰七月二十四日生……』。「早川氏系譜略」には『智寛 弘化元年七月二十四日上篠崎村字木町ニ生ル、六歳ニシテ家ヲ繼ク、慶応四年、春土族ニ列セラレ速水姓ヲ許サレ速水退藏ト称セシモ、明治二年国事犯ノ嫌(2)

疑ヲ被フリンヲ以テ速見ヲ早川、退蔵ヲ延太郎ト改メシモ、大蔵省へ奉職スルニ及ビ、早川智寛ト改ム、』とあり、早川智寛自身は実際の生年月日の弘化元年七月二十四日の方を常用していたので、世間一般にもこの方が通っていました。「仙台市史」、「仙台の歴史」（仙台市）、「仙台人名大辞書」（菊田定郷）、「宮城県百科事典」（河北新報社）など、総て弘化元年7月24日生れと記しています。しかし、公的な場合は、戸籍に記載された弘化二年七月二十四日の方に拠らざるを得ないことになります。例えば、「紅・緑・藍綬褒章名鑑」（總理府賞勲局）には、『⁽³⁾宮城県宮城郡七郷村 眞五等早川智寛（弘化二年七月二十四日生）明治四十三年二月二十四日〔藍綬〕授与（第六四一号）』とある如きであります。

早川智寛の場合に限らず、わが国では昔から、生年月日は必ずしも不可変とすべきものではなく、便宜的に変改してもよいのだとする観念が普通一般のこととして存在していました。官年・丈夫届⁽⁴⁾・歳替⁽⁵⁾〔としがえ〕などの慣行が、さて珍らしいことでなかったのはそのためであります。歴史上の人物で、生年月日の不詳なもの少くないのは、勿論記録等の不備があるとしても、実際の誕生年月日を重要視しない風習によるところが大きいものようです。なお、この出生年月日を変改することは、明治に入り戸籍制度が確立されてからも、その跡を引く事例がよく見られます。⁽⁶⁾

注(1) 水戸の人。名は確、字は子龍、通称伸吉（初め新吉）、鉄軒また介洞と号す、柳狂、黃琴痴雲掃花の別号あり。11歳の時藩学弘道館に学ぶ。維新後上京、経史文章を内藤恵叟等に学び出藍と称せられた。司法省学校に入り全国の俊才と机を並べたが、学校当局に対する不満から、同窓の原敬・国分青厓〔仙台人〕・陸鶴南〔くがかつなん〕・福本日南等10餘人と共に退学、仙台に移り住んだ。明治14年明治天皇御巡幸を迎えた時、松平県令に代って賀表を起草し、文名大いに挙った。又掃花仙史の名を以て「仙台名妓伝」を著した。当時の書生学徒はこれを暗誦するほど愛読したといふ。明治19年奥羽新聞に招かれ編集に当った。論議明快、記事正確、東京以北に奥羽新聞ありと称せられた。又北条鷗所・佐伯羽北・今泉篁洲等と仙台吟社を創立。原敬が大阪毎日新聞を主宰することになった時、その求めに応じて堂々の論稿を送った。海南新聞が創立されると、四国高松に赴いてこれを統理した。後仙台に帰り門を鎖し客と会わず、文筆に専念すること多年、著作架に満つといわれた。「仙台藩勤王始来」「水藩党争史」等、特に傑作に数えられる。大正3年3月1日歿、享年62、水戸市外六反田六地蔵寺に帰葬、故旧門人等、今泉篁洲撰文の碑を仙台北山輪王寺に建てた。

注(2) 国家または国家権力、国家の行政・司法・軍事などを侵害する犯罪。また、政治犯（政事犯）と同じ。

注(3) ほうしょう。奇特行為者を表彰するために授与する褒賞の記章。褒賞条例に、紅綬・緑綬・藍綬・紺綬・黄綬・紫綬の6種が定められてある。紅綬は自己の危難を顧みずに入命を救助した者、緑綬は孝子・順孫・節婦・義僕など徳行卓越なもの、また実業に精励した者、

藍綬は教育衛生慈善防疫の事業、学校病院の建設、道路河渠堤防橋梁の修築、田野の墾闢、森林の栽培、水産の繁殖、農商工業の発達に関し公衆の利益を興し成績著明なる者、または公同の事務に勤勉し労効顕著なる者、紺綬は公益のために多額の私財を寄附した功労者、黃綬は業務に精励し衆民の模範たるべき者、紫綬は学術芸術上の発明改良創作に関し事績顕著な者に与えると規定してあり、それぞれの色の綬をもって左胸に佩用することとしてある。

注(4) 実年齢よりも水増して主君等に届け出た年齢をいう。「史料徳川幕府の制度」（小野清）に『〔朝鮮〕聘礼〔へいれい〕の期は、文化8年〔1811〕5月と定まりしかば、その年の始めに、各々対州〔対馬〕へ赴く。この時対馬の国主は、対馬守義功が嫡男にして、対馬守義質と称して侍従たり。この時、生年十一歳、官年は十六歳、その進退成人も及ばずと沙汰せり。』とある。

官年（官に届け出た年齢）。^{かみまい}上前と称して、実際の生年より二、三歳増して申し立てて置くのが普通であった。

注(5) 江戸時代、武士階級に男子が出生した場合、健康に成育するかどうかを暫らくの期間見定めてから、「丈夫届」というものを出した。誕生時に成長の見込が立たないので其節出生届をしなかったが、後日丈夫に生長した旨の届である。これがあれば出生届があったものと以後同一に扱われた。丈夫届には何歳か年齢を多くして届ける、いわゆる官年で、これは家督相続の時余り幼少では不利になることがあるからである。「御触書天明集成」に「宝暦12年〔1762〕6月〕『妾腹等に男子有之候処、虚弱に付、老中並支配へ相不達、男子無之由にて養子相願、追て妾腹之男子丈夫届致候儀は有之間敷事に候、自今右体〔みぎてい〕之儀無之様、万石以上以下共に可被相触候』とある。

注(6) 「和宮」（武部敏夫）に歳替のことで次の記事がある。『和宮の誕生は弘化三年〔1846〕閏〔うるう〕五月十日……嘉永元年〔1848〕には三歳になられたが、同年八月歳替〔としがえ〕を行ない……三歳を改めて四歳とし、誕生日も弘化二年十二月十一日と改定された。……歳替の風習は「年あらため」ともいい、古来叙位・任官などの官位昇進の都合や、生年の運勢・吉凶、夫婦の相性〔あいしょう〕の適否などに関連して、男女ともに行なわれてきたものである。歳替を行なう事情は人によってそれぞ異なるものであり、和宮の場合にもそれ相応の事情があった筈である。しかしその事情については、ただ天皇〔孝明天皇〕の思召〔おぼしめし〕と伝えられているのみで、くわしいことはわからないのである。その間の事情をあえて推測するならば、一つには和宮の生年の干支〔えと〕が丙午「ひのえうま」であったので、これを避けるためではなかったかと考えられるのであり、また一つには、生年を父天皇〔仁孝天皇〕の御在世時に繰り上げる必要があったためかとも考えられよう。……生母の橋本経子は文政九年〔1826〕に誕生、……天保十年〔1839〕仁孝

天皇の後宮〔こうきゅう〕に入って典侍〔てんじ〕となり、……この時十四歳であったが、天皇の恩召によって十六歳に改めた〔歳替〕という、』

注(7) 1. 西田幾多郎〔哲学者〕

「西田幾多郎年譜」（「西田幾多郎全集」第19巻の内）『明治3年（1870）5月19日（旧暦四月十九日）……生る

〔註〕戸籍面の生年月日は明治元年（1868年）八月十日であるが、これは就学の便宜を得るために記載したもので明治三年が正しい。』』

2. 山田孝雄〔国文学者〕

P 90の注(1)を再掲する。

『明治6年（1873）5月10日富山市に生れた。真実の生年月は明治8年8月20日だったが、明治24年（1891）12月15日小学校教員の免許を受ける時資格年齢不足を避けるため生年を2年遡らせて明治6年とし、これで生涯を通した。そのための戸籍の訂正は、明治30年6月10日に完了したと自ら記録している。このような便法は全国的によく行われていたもので、「回顧録」（佐藤郁次郎。昭和7）にも『其頃ハ役所官庁ニテモ学校入学志願ノ為必要ニ付何歳ノ証明ヲ願フト申出ツレハ善事ノ為ノ使用ナレハ獎勵コソ為ス可ケレ之ヲ阻害スルハ理由ナシトノ意見ナルヤ殆ト公然ノ秘密ヲ以テ年齢ノ証明ヲ希望通ニ与ヘタル訳ナリ。』とある。

3. 石川啄木

「石川啄木年譜」（「啄木写真帖」（吉田孤羊）に『明治十八年十月二十八日生れ……。但し戸籍のデータでは明治十九年二月十日生れとなっている。』

4. 佐々木更三〔政治家〕

「炭焼きから日中のかけ橋まで」（佐々木更三）に『戸籍によると、私は明治三十三年（1900）五月二十五日、宮城県本吉郡柳津町（現在津山町）字石貝八二番地で生まれたことになっている。……しかし本当に生まれたのは、同じ本吉郡だが、隣村の入谷村（現在の志津川町）入大船というところであり、生年月日も、戸籍より一年あとの明治三十四年（1901）の、旧暦五月二十五日である。どこでこんな食い違いが起きたかというと、私の生まれたのは、父母が事情があって家を出、親せきの縁故で入谷村で暮らしていたときのことである。そして私が数え年四歳のときに本籍地の柳津へ帰ったが、すぐに出生届の手続をとらず、数え年十一歳になったとき、はじめて出生届を出した。現在では考えられぬことだが、当時はとくに農村ではかならずしも珍らしいことではなかったのである。出生届を出したときは、生きてからすでに十一年もたっているので、生年月日を逆算するとき、父は計算を間違えたということだった。たが私のほんとうの年は、戸籍上の年齢よりひとつ若いのである。……私は出生地もふたつ、生年月日もふたつ、

年譜 1900(明治33)5月25日宮城県本吉郡柳津町(現津山町)字石貝82に生る

1901(明治34)5月25日実際に生れた日(旧暦)

1911(明治44)部落の尋常小学校分校に特別入学(4年つけ出し)ここで始めて戸籍に入れられる』

資料 早川智寛翁略伝(友部伸吉編)

10. ヤン・レツルの経歴

問 大正2年に落成し、昭和44年3月2日惜しくも焼失した松島パークホテルの設計者、ヤン・レツルは、どんな経歴の人だったのですか。

答 ヤン・レツルは、明治末年オーストリアから来日し、松島パークホテル・上野精養軒・上智大学・聖心女学院などの設計者として名を残した建築家ですが、その経歴は全く知られていませんでした。有名な広島の原爆ドーム〔広島産業奨励館〕も、そのすぐれた作品の一つでした。詩人の藤田文子氏⁽¹⁾が、原爆ドームの設計者を経歴不明のままにして置けぬと、チェコ大使館にも調査依頼をされましたが、応答なしで1年も経過してしまいました。そこで藤田氏は、昭和43年1月、自らチェコに飛び、困難な調査をとげ、ヤン・レツルのことを明らかに掘んで帰られました。そして、その調査報告「チェコ人だった原爆ドーム設計者」を「世界」(岩波書店)の1969年8月号に公表されました。それによりますと、ヤン・レツルJAN LETZELの経歴は次の通りです。『1880年4月9日、チェコ東北部の町ナホトに生まる。建築のための特別の中學を卒業して、1900年プラハ美術専門学校建築科に入学、3年間ヤン・コチエラ教授の許で勉学、卒業後エジプト王の第一代理者のお抱え建築家として3年間働いた。1907年(明42)、東京のテ・ランテ建築会社に就職して日本へ來た。1909年(明42)銀座京橋にヤン・レツル建築事務所を開設、1915年(大4)第一次世界大戦後の不景気で止むなく閉鎖した。この間多くの作品がある。一旦帰国。1918年チェコがオーストリアハンガリー帝国から独立するや、チェコ貿易省のアタッシェとなって再来日、3年間との条件付でコンサルタントをした。再び建築家として活躍することを念じていたが、心臓病となり、1925年12月26日プラハにて没。享年四十五歳。作品、上智大学、聖心女学院、雙葉高等女学校、上野精養軒大日本私立衛生会、麻生霞町天主教会堂、長与男爵邸(現存)、山陽ホテル、宮島ホテル、松島パークホテル(焼失)等。

(註)原爆ドームは、元の名を広島県物産陳列館と称し、広島県の産業発展に貢献したのみならず、